

熊本県町村議会議長会 令和5年度町村議会議長研修会
統一地方選挙の結果を踏まえた今後の議会のあり方

令和5年6月2日 13:30~15:00

田口一博

1 令和5年統一地方選挙を振り返る

(1) 「統一地方選挙」とは

第210回国会 衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第3号（令和4年10月26日） 寺田総務大臣趣旨説明

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和五年三月から五月までの間に満了することとなる実情に鑑み、

①国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、

②これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであります。

次に、その法律案の内容につき、その概要を御説明申し上げます。

第一に、令和五年三月から五月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等について、いわゆる九十日特例の規定による場合等を除き、原則として、その選挙の期日を、都道府県及び指定都市の選挙にあっては令和五年四月九日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあっては同月二十三日に統一をすることとしております。

第二に、都道府県又は指定都市の選挙の候補者となった者は、関係地域において行われる市区町村の選挙又は市区町村の選挙と同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができないものとする、寄附等の禁止期間を選挙の期日の九十日前から当該選挙の期日までの期間とすること等、必要な特例を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

→①多くの選挙が全国で同日に行われるため、マスコミの報道も多く、国民の関心が高まり、また、選挙啓発を効率的かつ効果的に行うことができる

→②同一団体の長と議員の選挙が同日に行われる場合、投票所や開票所が一つ

にできる、投票立会人や事務従事者も兼ねることができるなど、事務の軽減や経費の節減を図ることができる等の効果がある

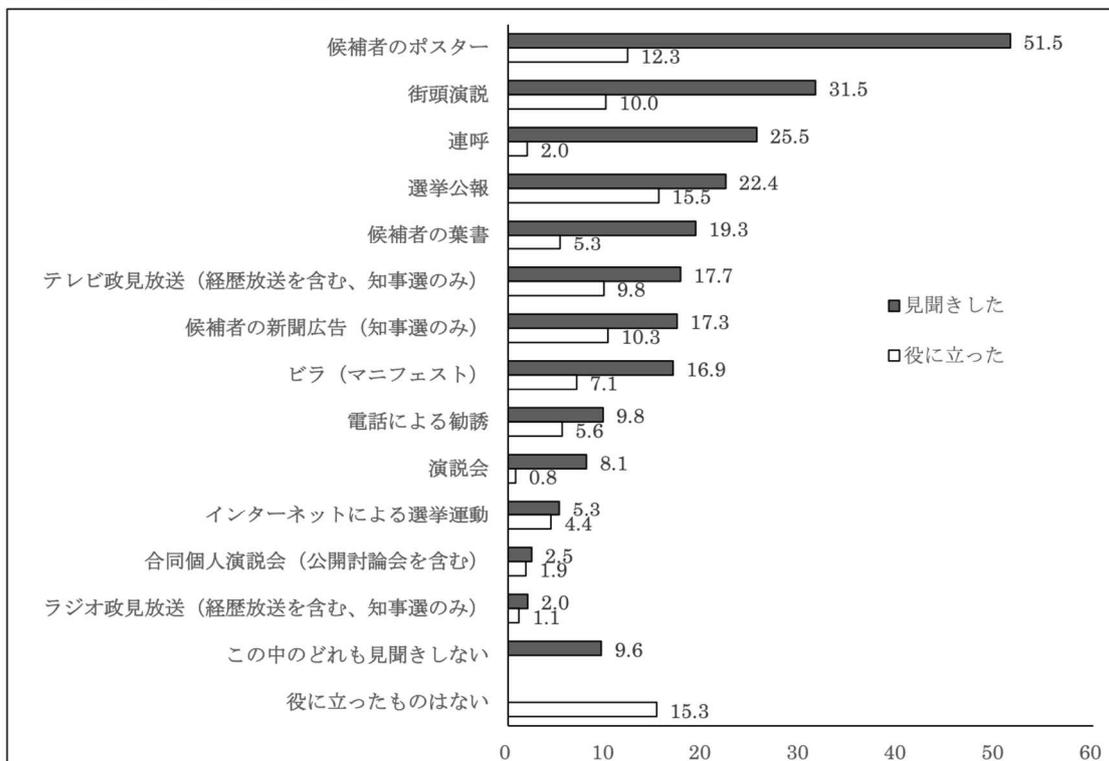
(同 10月31日 福重隆浩委員に対する尾身総務副大臣答弁)

(2) 平成31年第19回統一地方選挙に関する明るい選挙推進協会調査

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2011/03/1219-houkokusho.pdf>

(選挙人名簿・住民票からの抽出に基づく郵送調査、有効回収率54.3%)

図21 選挙運動等への接触度と有効度



※複数回答 絶対数だけでなく、接触度：有効度の比にも注目！

図 22 候補者情報の不足を感じたことがある人の割合

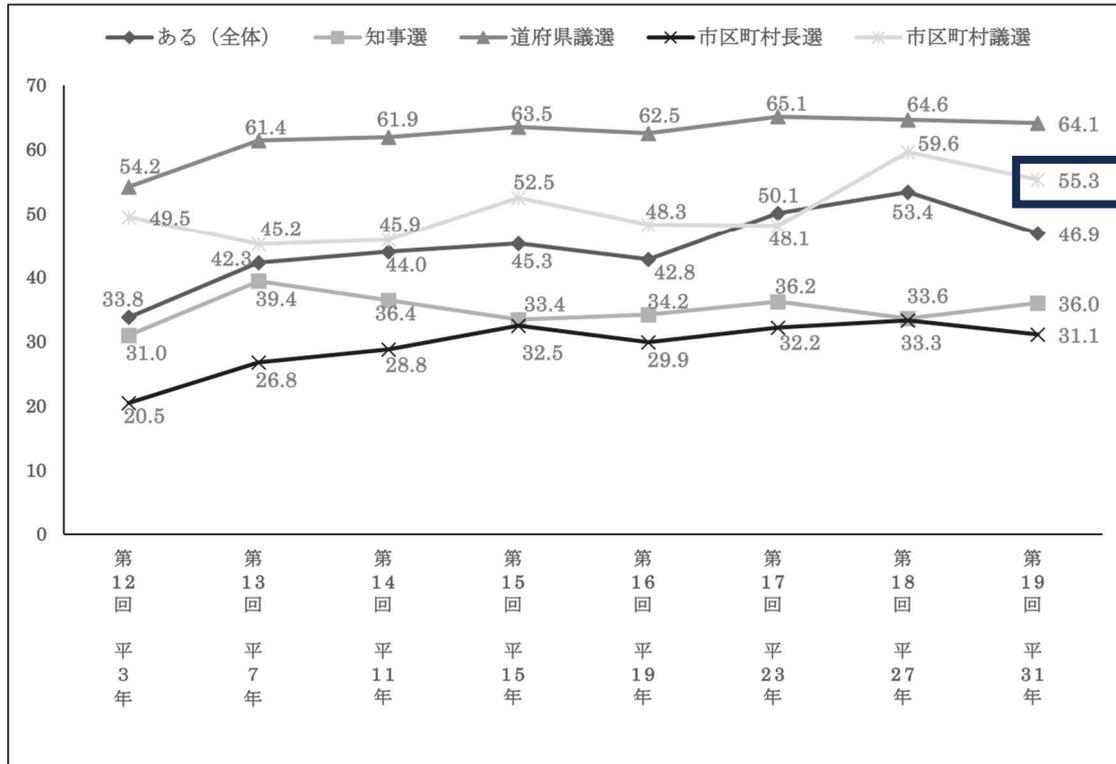
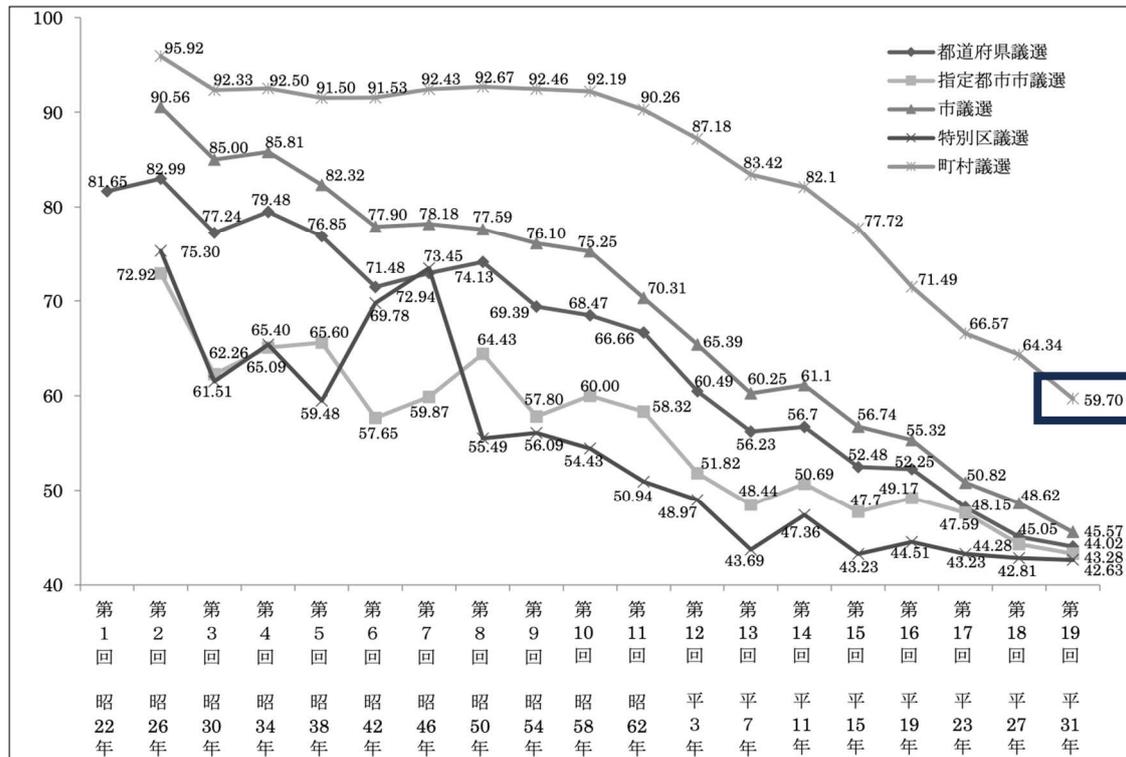


図 4 統一選における投票率(議員選挙)の推移



(3) 令和5年統一地方選挙について、何が言われていたか

ア 選挙前

「議員のなり手」不足

議員報酬（の低さ）

イ 投開票後

同時の衆・参議院議員補欠選挙

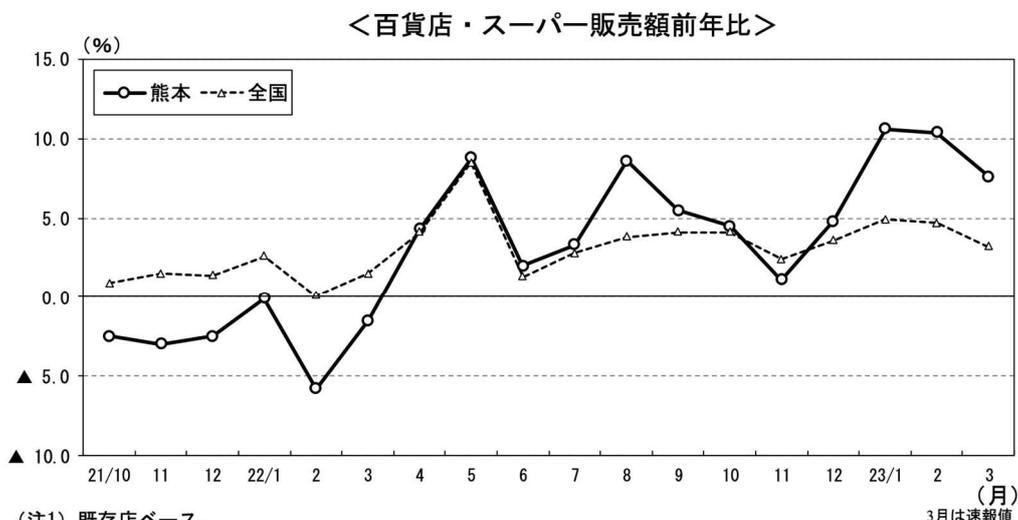
諸派「大阪維新の会」の躍進

(4) 選挙後の政局への影響

ア 日本銀行熊本支店 金融経済概観（令和5年5月12日公表）

熊本県内の景気は、持ち直している。先行きについては、海外の経済動向や資源価格の動向等の影響を注視していく必要がある。

個人消費は、持ち直している。観光は、回復している。住宅投資は、持ち直しの動きがみられている。公共投資は、横ばい圏内の動きとなっている。設備投資は、増加基調にある。生産は、高水準で推移している。雇用・所得情勢をみると、改善の動きがみられている。この間、3月の消費者物価指数(熊本市、生鮮食品を除く総合)は、前年を上回った。



(注1) 既存店ベース。

(注2) 当店公表日の2営業日前までに公表された統計の計数を利用（以下同じ）。

(出所：経済産業省)

イ 蒲島熊本県知事 県議会臨時会あいさつ（令和5年5月10日）・抄

私は、これらの3つの困難を乗り越えた先にある地方創生の姿として、熊本が持つ強みを生かして日本の「5つの安全保障」*に貢献したいと強く考えています。特に、「経済の安全保障」の分野において、TSMCの進出により、本県は100年に一度のビッグチャンスを迎えています。

その波及効果を最大限に高め、その効果が県内全域のあらゆる産業に及ぶよう、国や市町村をはじめ関係機関と連携して取り組んで参ります。

今年度は、蒲島県政4期目の総仕上げの一年となります。県議会としっかり連携しながら、全庁が一丸となって「県民総幸福量の最大化」に、全力を尽くして参ります。

* 経済、感染症、災害、食料、環境

2 地方自治法令和4年改正

(1)「議員の個人請負緩和」への対応

○令和4年地方自治法改正

・令和4年12月16日(官報号外第269号)「法令のあらまし」

- ◇地方自治法の一部を改正する法律(法律第一〇一号)(総務省)
- 1 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和
 - (一) 規制の対象となる「請負」の定義を明確化することとした。(第九二条の二関係)
 - (二) 各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこととした。(第九二条の二関係)
 - 2 災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備
 - 招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができることとした。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならぬこととした。(第一〇一条関係)
 - 3 政府の措置等
 - (一) 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。こととした。(附則第六条関係)
 - (二) 地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、(一)の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする。こととした。(附則第六条関係)
 - 4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

・地方自治法第92条の2(令和5年3月1日改正施行)

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第四百四十二条、第一百八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十二号において同じ。)をする者(各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。)及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

請負の明確化(補助等は含まない。平成30年通知の法規定化。)

個人請負禁止の緩和

・地方自治法施行令第121条の2(令和5年3月1日改正施行)

地方自治法第九十二条の二に規定する政令で定める額は、三百万円とする。

議員のなり手不足問題に対応するため、令和 4 年末、衆議院の議員提案で地方自治法が改正され、これまで全面的に禁止されてきた、議員個人による所属町村事業の請負が、一会計年度あたり 300 万円まで認められることになり、令和 5 年 3 月 1 日から施行されています（監査委員等も同様）。

この改正はその立法趣旨から、町村独自の請負禁止規定等を設けることは違法と解されるものと思われます。

ア 確認項目

(ア) 「議員倫理条例」、「政治倫理基準」、「議会基本条例」等で議員本人の個人請負、補助金の受取等を規制していないか

(イ) 議員本人の請負について、一会計年度あたりの請負額が直ちに把握できるよう措置されているか

イ 対応すべき項目

(ア) 「議員倫理条例」、「議会基本条例」等で議員本人の個人請負、補助金の受取等を規制している場合、改正地方自治法に適合するよう削除

(イ) 議員本人以外の親族や関係会社等について、請負、補助金の受取等を規制している場合、改正地方自治法の立法趣旨に適合するよう、見直し

(ウ) 国会両院総務委員会が附帯決議を行った「個人請負の透明性」が確保されるよう、取り組む

・衆議院総務委員会（令和 4 年 12 月 6 日）

一 地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。

・参議院総務委員会（令和 4 年 12 月 9 日）

一、地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。

・坂本哲志衆議院議員ブログ（令和4年3月15日・地方議員のなり手不足へ法改正を）・抄

私たちは一昨年、なり手不足の解消のために、自民党内にプロジェクトチームをつくり都道府県や市町村議会と話し合いながら何から手掛けていったらいいかを話し合いました。その中から出てきたのが議員の兼業禁止を一定程度緩和する、という事でした。それにはまず、議員の兼業を禁止している地方自治法を改正しなければなりません。改正作業の途中で私が大臣になりPTから外れ、さらに昨年の国会で地方自治法改正案の提出が遅れたため、自公で了承はとっていたものの引っ込めざるを得ませんでした。

今国会では何としても成立させたいと、15日(火)から与野党への説明に入りました。

建設業や文房具店、仕出し屋を個人で経営されている方は現行法では兼業禁止で議員になることは出来ません。私たちが調査した結果、個人企業1企業当たりの年間の全国平均売り上げが1500万円であったため、改正案では、その2割の300万円程度なら議員になれるようにしました。同時に「請負」の定義も明確にしました。

法人については、これまで同様総売り上げに占める請負金額が半分以下なら議員職に就く事が出来ますし、それ以上なら役員もしくはそれに準ずるものは議員になることは出来ません。

・全国町村議会議長会『議員必携 第12次改訂新版』学陽書房、2023年、24-25頁 地方自治法第92条の2の解説・抄

令和四年の「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（令和四年一二月一六日付け総行行第三五一号総務大臣通知）によれば、…地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人の請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当である

とされている。各町村議会ではこうしたことに十分留意し、住民から疑念を持たれないよう透明性の向上に努めるべきである。…

(2)「議員のなり手問題」を誰が、どう対応するか

人口減・人口流出 → 地域の担い手そのものの減

公務員のなり手も減、公務員の志願者の減（以上の質の変化）

（全国）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（令和5年4月26日）

総人口は50年後に現在の7割に減少、65歳以上人口はおよそ4割に（出生中位・死亡中位推計）

・総人口は、令和2(2020)年国勢調査による1億2,615万人が

2070年には8,700【うち、日本人7,761】万人に減少する(2020年時点の69.0%)

1 前回推計(平成29年)と比べ、将来の合計特殊出生率は低下、平均寿命はわずかな伸び、外国人の入国超過数は増加

・合計特殊出生率は、新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大以前から見られた低迷を反映し、長期的投影水準は、前回推計の1.44(2065年)から1.36(2070年)に低下(中位仮定)。また短期的には新型コロナウイルス感染拡大期の婚姻数減少等の影響を受け低調に推移。

・平均寿命は、2020年の男性81.58年、女性87.72年が、2070年には男性85.89年、女性91.94年に伸びる(中位仮定)。長期的投影水準は、前回推計(2065年に男性84.95年、女性91.35年)と比較して、わずかに伸びる程度

・国際人口移動は、近年の動向を反映し、日本人の出国超過傾向がわずかに緩和。外国人の入国超過数は、新型コロナウイルス感染拡大期を除く近年の水準上昇を反映し、長期的投影水準は、前回推計の年間約6万9千人(2035年)から今回推計の年間約16万4千人(2040年)へと増加

	H26.1.1	H27.1.1	H28.1.1	H29.1.1	H30.1.1	H31.1.1	増減数 H31-H26	人口に占める外国人人口の割合(%)	
								H26.1.1	H31.1.1
熊本市	4,352	4,452	4,645	4,752	5,304	5,927	1,575	0.59	0.81
八代市	1,231	1,400	1,572	1,885	2,119	2,401	1,170	0.93	1.88
人吉市	146	142	159	191	199	210	64	0.42	0.64
荒尾市	204	226	237	251	277	316	112	0.37	0.60
水俣市	64	68	67	76	70	69	5	0.24	0.28
玉名市	387	402	473	570	714	822	435	0.56	1.23
山鹿市	187	218	207	251	297	341	154	0.34	0.65
菊池市	208	221	258	297	418	527	319	0.41	1.07
宇土市	95	93	134	127	161	192	97	0.25	0.51
上天草市	95	76	74	79	88	95	0	0.31	0.35
宇城市	233	258	265	335	441	524	291	0.38	0.88
阿蘇市	241	260	271	263	320	380	139	0.86	1.44
天草市	223	202	213	215	241	284	61	0.25	0.35
合志市	156	177	194	216	278	307	151	0.27	0.49
美里町	51	56	47	48	54	60	9	0.45	0.59
玉東町	15	13	15	15	21	24	9	0.27	0.45
南関町	78	74	77	98	120	139	61	0.73	1.42
長洲町	160	189	235	304	421	472	312	0.97	2.93
和水町	31	32	39	38	49	51	20	0.28	0.51
大津町	165	160	182	195	245	291	126	0.49	0.84
菊陽町	221	234	257	270	336	377	156	0.56	0.90
南小国町	47	61	61	64	72	109	62	1.08	2.67
小国町	42	66	63	59	70	47	5	0.53	0.66
産山村	20	23	32	29	28	36	16	1.22	2.37
高森町	51	54	51	55	63	82	31	0.73	1.27
西原村	28	32	26	27	50	84	56	0.40	1.24
南阿蘇村	38	46	44	41	45	90	52	0.32	0.85
御船町	36	45	54	56	67	67	31	0.20	0.39
嘉島町	43	34	31	32	52	68	25	0.47	0.72
益城町	89	81	78	80	114	153	64	0.26	0.46
甲佐町	29	33	38	44	57	64	35	0.25	0.60
山都町	73	72	75	84	88	96	23	0.43	0.64
氷川町	60	69	105	130	153	165	105	0.47	1.38
芦北町	32	31	31	31	38	39	7	0.17	0.22
津奈木町	6	8	5	5	6	6	0	0.12	0.13
錦町	23	35	37	32	48	50	27	0.20	0.47
多良木町	24	26	24	24	43	39	15	0.23	0.41
湯前町	5	5	5	4	7	8	3	0.12	0.20
水上村	9	9	8	8	8	9	0	0.37	0.41
相良村	11	14	15	18	18	18	7	0.23	0.40
五木村	3	3	3	2	2	2	▲1	0.24	0.18
山江村	4	5	5	6	6	6	2	0.11	0.17
球磨村	3	2	2	2	2	3	0	0.07	0.08
あさぎり町	134	128	135	139	149	191	57	0.81	1.23
苓北町	57	61	57	50	52	70	13	0.71	0.96
熊本県	9,410	9,896	10,606	11,498	13,411	15,311	5,901	0.52	0.86

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成

※ 表の青い部分は、前年と比べて外国人人口が増加したところです。

熊本県統計調査課・統計アラカルト 令和元年 8 月

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/13872.pdf>

3 現下の情勢において、熊本県の町村議会に求められること

(1) 九州の強み 電力料金と水への $+\alpha$ → 議会も人材育成を

(2) 技術者が居住している町でどんな施策を採っているかの調査・導入

(3) 広域・事業者と連携のための政務活動

(4) 台湾との相互交流